

# 越前市現業職員の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現 状

### (1) 職種別の人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
越 前 市	49.3歳	90	300,561 円	317,430 円	305,044 円	—	—	—	—
給 食 員	47.9歳	62	289,419 円	300,625 円	290,758 円	調 理 士	41.1歳	241,300 円	1.24
用 務 員	55.3歳	12	333,583 円	348,508 円	343,666 円	用 務 員	53.9歳	227,200 円	1.53
自動車運転手	54.2歳	8	340,712 円	383,927 円	352,525 円	自家用自動車運転者	57.9歳	232,400 円	1.65
そ の 他	46.1歳	8	297,225 円	334,557 円	310,350 円	—	—	—	—
福 井 県	45.8歳	353	347,452 円	388,329 円	369,480 円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類 似 団 体	48.7歳	52	295,059 円	335,779 円	317,101 円	—	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成16～18年の3ヶ年平均）を使用しているが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、公務員データと完全に一致しているものではありません。

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 年齢別職員数（平成19年4月1日現在）

区 分	職員数	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
		未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	90	0	0	2	5	5	8	3	8	18	18	17	6
給 食 員	62	0	0	2	4	3	7	2	6	13	15	7	3
用 務 員	12	0	0	0	0	1	0	0	0	3	2	3	3
自動車運転手	8	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	4	0
そ の 他	8	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	3	0

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表について

行政職給料表(二)適用

#### イ 現業職員に係る特殊勤務手当について

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
舗装作業手当	道路の舗装作業に従事したとき	日額500円
車両系建設機械運転業務手当	車両系建設機械の運転に従事し、又は同乗し、除排雪作業に係る誘導等の業務に従事したとき	日額1,000円 (同乗による業務従事の場合500円)
斎場業務手当	斎場員の斎場業務	月額20,000円
火葬業務手当	斎場員の火葬業務	1体あたり1,500円
災害手当	災害応急作業等に従事したとき	日額500円

#### ウ 昇給基準について

毎年4月1日に勤務成績に応じ、4号級(平成20年度から22年度までは3号給)を標準として昇給する。ただし、55歳を超える場合は2号給(同 1号給)を標準とする。

## 2 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

国の集中改革プラン策定指導に基づく「越前市行財政構造改革プログラム」において、人件費も含めた行財政構造の抜本的な改革を進めている中で、職員数の削減も平成17年10月を基準とし、平成24年当初での職員数を10%以上削減することを目標設定し、目標達成に向けて努力をしているところであり、退職者不補充を原則としながら現業職員の職務の性格や内容を考え、適正化に向けた取組を推進していく。

現業職の給与については、国や県及び近隣市の動向に注視しながらその都度見直しを行う。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 給料表に関する事項

給料表については、国家公務員行政職俸給表(二)と同じ給料表を適用しており、人事院勧告や福井県人事委員会勧告に準じて随時給料表の改定を行う。

なお、国の給与構造見直しの実施により、給与水準を平成18年4月から平均1.2%の引き下げを行った。

また、平成20年度においては、人件費削減策として給料表3級在級以上の職員を対象に給料月額の1%削減を実施する。

### (2) 手当に関する事項

特殊勤務手当については、本来の手当のあり方などを総合的に精査し、適宜見直しを行ってきている。平成18年度においても見直しを行い、平成19年度から現業職に係る「公用車運転」「花き栽培」「調理業務」の各手当の廃止、「斎場火葬業務」手当の減額を実施してきている。

## 4 その他

「越前市行財政構造改革プログラム」に基づき、事務事業のアウトソーシングや指定管理者制度の導入、包括的民間委託、市場化テストの検討など、民間への委託を検討していく。